

札幌法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

(基準年度：令和6年度)

(1平方メートル単価・単位：円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリート ブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋 コンクリート造
居宅	111,000	-	109,000	-	128,000	-
共同住宅	93,000	-	109,000	-	128,000	-
旅館・料亭・ホテル	95,000	-	-	-	155,000	-
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	80,000	-	67,000	134,000	-	-
劇場・病院	-	-	-	-	155,000	-
工場・倉庫・市場	40,000	-	29,000	85,000	142,000	-
土蔵	-	-	-	-	-	-
附属家	43,000	-	31,000	91,000	153,000	-

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

なお、木造・居宅(共同住宅を含む。)の最低階が鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、当該部分が物置又は車庫となっている場合の㎡単価は、当該部分につき72,000円とする。